

鶴ヶ島市違反簡易広告物除却推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民と行政が連携、協働して、市内の国道、県道、市道等の道路に設置された、はり紙等の違反簡易広告物の除却を行い、美しいまちづくりを推進するための違反簡易広告物除却推進員（以下「推進員」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(推進団体の届出等)

第2条 違反簡易広告物の除却を希望する者は、推進員2名以上で構成する違反簡易広告物除却推進団体（以下「推進団体」という。）を組織する。

2 推進団体は、次の各号に掲げるものであること。

(1) 次条に規定する推進員（推進員になる予定であるものを含む。）2名以上でその構成員として組織されていること。

(2) 除却活動を原則として開庁日の開庁時間内に定期的に行うことができること。
ただし、閉庁日又は開庁日の開庁時間外に行う場合で、届出書等を提出する前に市長と協議が整っている場合は除く。

(3) 除却活動地域は、本市内であること。

(4) 除却物の一時保管場所が適正に確保されていること。

3 第1項の団体を組織したときは、その代表者が次の各号に掲げる図面等を添付して違反簡易広告物除却推進団体届出書（以下「届出書」という。様式第1号）を市長に提出するものとする。

(1) 簡易広告物除却推進員申出名簿（様式第2号）

(2) 除却活動計画書（様式3号）

(3) 除却物の一時保管場所及び当該場所の図面

(4) その他市長が必要と認める事項

4 届出書及び添付書類等の内容を変更するときは、違反簡易広告物除却推進団体変更届（以下「変更届」という。様式第4号）を市長に提出するものとする。

5 推進団体が第1項及び第2項の要件を満たさなくなったときは、違反簡易広告物除却推進団体廃止届（以下「廃止届」という。様式第5号）を市長に提出するものとする。

（推進員の委嘱等）

第3条 市長は、届出書又は変更届に添付された様式第2号の名簿に基づき、次の各号に掲げるいずれにも該当する者の中から推進員を委嘱し、身分証明書（様式第6号）及び腕章等を交付するものとする。

（1）市内に在住、在勤、在学する20歳以上の者

（2）第6条第1項に掲げる講習を受講した者

2 推進員の任期は、2年とする。ただし、市長は、再任に係る申出に基づき、前項第2号に掲げる者の中から推進員を委嘱することができる。

3 前項の申出は、任期満了の日の1か月前までに、違反簡易広告物除却推進員再任申出書（様式第7号）を提出することにより行う。

4 推進員は、無報酬のボランティアとする。

（推進員の解任等）

第4条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、推進員を解任することができる。

（1）推進員としてふさわしくないと認められる行為があったとき

（2）その他市長が推進員として適当でないと認めたとき

2 推進員は、次の各号のいずれかに該当するときはその身分を失う。

（1）任期が満了したとき

（2）市長に辞任の申出をしたとき

3 推進員が、前2項の規定により身分を失ったときは、第3条第1項に規定する身分証明書及び腕章等を返却しなければならない。

4 第2項第2号の申出は、違反簡易広告物除却推進員辞任届（様式第8号）を市長に提出することにより行う。

(事務の委任等)

第5条 市長は、推進員に対し、屋外広告物法第7条第4項に基づく簡易な除却措置(以下「簡易除却」という。)を行う事務権限を委任する。

(市長の責務等)

第6条 市長は、推進員に次の各号に掲げる事項について講習を行うものとする。

(1) 屋外広告物法及び埼玉県屋外広告物条例に関すること。

(2) 違反簡易広告物に関すること。

(3) 推進員の活動に関すること。

(4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、予算の範囲内で、推進員の簡易除却活動に要する用具の貸与を行うものとする。

3 市長は、予算の範囲内で、推進員の簡易除却活動中の事故における傷害等に備えるために、傷害保険に加入し、その費用負担を行うものとする。

4 市長は、推進員が活動しやすい環境を整えるため、推進員制度について広く広報等により周知を行うものとする。

5 市長は、推進員の円滑なる活動を推進するために、西入間警察署と連携を密にするものとする。

(推進員の義務等)

第7条 推進員は、第5条に規定する事務権限を行使するときは、次の各号の定めを守らなければならない。

(1) 推進員の活動は、必ず2人以上で行うこと。

(2) 活動中は、身分証明書を常時携帯し、腕章を着用すること。

(3) 関係法令、この要綱及び鶴ヶ島市違反立看板等の除却等実施要領(平成12年3月8日制定)に基づき行うとともに、市長の指示に従うこと。

(4) 違反広告物を掲出した者等との争いなど除却活動において問題が生じた場合は、作業を中止し、速やかに市又は西入間警察署に通報すること。

(5) 簡易除却できる物件が明確でない場合は、除却を行ってはならない。ただし、

市に連絡し、その指示を受けた場合はその指示に従うこと。

- 2 推進団体の代表者は、簡易除却を行う前日までに、市長に除却の予定を連絡するものとする。
- 3 推進団体の代表者は、除却実施日から7日以内に違反簡易広告物除却報告書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

なお、この報告は、FAX、郵送又は電子メールにより行うことができるものとする。

- 4 推進団体は、簡易除却で除却した広告物を市に引き継ぐまでの間は、自らの責任において一時保管するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年 7月 1日から施行する。